

# 小千谷市都市機能立地促進事業補助金に関するプロポーザル実施要領

本公募は、令和8年度予算成立後、直ちに補助事業を開始できるよう、本予算成立前に始めるものであり補助事業の内容等に変更が生じる可能性があること、並びに予算成立後でなければ補助金に係る手続き及び補助事業の着手ができないことに留意すること。

## 1 目的

「小千谷市立地適正化計画」で誘導施設として位置付けた商業施設が不足する地域において、商業施設の立地を促進し、徒歩圏における生活サービス機能の充足を図ることで、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進することを目的に、小千谷市都市機能立地促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受け、補助対象区域で商業施設を設置する事業者（補助金交付候補者）を公募型プロポーザル方式により募集します。

## 2 募集事業者数

1 事業者

## 3 補助金の内容

### (1) 補助対象施設、対象区域

補助対象施設			対象区域
都市機能	定義		【別紙参照】
商業施設	スーパーマーケット	売上構成比の70%以上が食料品であり、売場面積が250㎡以上でセルフサービス方式の販売店 (商業統計調査における「食料品スーパー」の定義に準じる)	片貝地区内における都市機能誘導区域
	上記と同等で市長が認めるもの		同左

### (2) 補助対象経費等

補助対象経費		補助率	補助金上限額
スーパーマーケット	施設整備費 (土地取得費、土地造成費、建設費、店舗機材購入費等)	1/2	3,000万円
上記と同等で市長が認めるもの			

### (3) 補助事業実施期間

公募対象事業の実施期間は、令和8年度末までとします。

※予算繰越について、議会の議決があった場合はこの限りではありません。

#### 4 参加者の要件

- (1) 前条に規定する対象区域において、商業施設を新規に設置する者
- (2) 国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当しない者
- (6) 小千谷市税及び新潟県税を滞納していない者
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていない者

#### 5 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和8年2月26日（木）～3月17日（火）
質問の受付	令和8年2月26日（木）～3月4日（水）
質問への回答	質問の受付から概ね7日以内（随時）
プレゼンテーション	令和8年3月26日（木）
審査結果通知	令和8年3月31日（火）

#### 6 質問の受付・回答

本調査に関する質問を、以下のとおり受付します。

- (1) 受付期間：令和8年2月26日（木）～3月4日（水）
- (2) 質問方法：様式1「質問書」を電子メールで提出してください。  
質問があった場合は、受付日から概ね7日以内にホームページに掲載します。
- (3) 提出先：[kensetu-tk@city.ojiya.niigata.jp](mailto:kensetu-tk@city.ojiya.niigata.jp)  
電子メールの件名は「【プロポーザル質問】」としてください。

#### 7 申込受付

- (1) 受付期間：令和8年2月26日（木）～3月17日（火）
- (2) 申込方法：様式2「応募申込書」とあわせて、次の①から⑤までの書類を添えて紙媒体にて6部提出してください。※様式任意

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ 資金計画書
- ④ 補助対象経費の額の算出根拠が分かるもの
- ⑤ 図面（位置図、配置図、各階平面図、立面図及び設備機材等配置図等）

- ⑥ 法人の場合にあつては登記簿謄本、役員等の一覧表及び会社概要等、個人の場合にあつては、住民票の写し及び履歴書
- ⑦ 事業の業種及び事業内容がわかるもの
- ⑧ 直近3年分の決算報告書、貸借対照表及び損益計算書
- ⑨ 3月26日開催プレゼンテーション資料

(4) 提出先：小千谷市建設課都市整備室都市整備係（担当：山口、坂詰）

〒947-8501 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号

※郵送の場合は受付期間に必着、持参の場合は市役所開庁日の午前8時半から午後5時15分まで

## 8 プレゼンテーション

(1) 実施方法：参加申込時に提出した資料により20分以内でプレゼンしていただき、その後質疑応答を行います。

※50インチモニターに投影が可能です。HDMI端子は準備します。

プレゼン時に投影するデータは、参加申込時と同一にしてください。

(2) 出席者：1事業者あたり3名以内でお願いします。

(3) 実施日時：令和8年3月26日（木）午前9時から午後4時まで

※1事業者あたり概ね40分

※概ねの実施時間を、募集期間終了後に申込者へ通知します。

## 9 審査方法等

(1) 審査委員が別紙審査基準にもとづき採点を行い、点数の高いものを補助金交付候補者として選定します。

(2) 審査は非公開とし、採否通知は決定後速やかに行います。なお、審査結果への異議申し立ては認めません。

(3) 審査結果は市ホームページに公表し、補助金交付候補者のみ事業者名を公表します。

## 10 その他

(1) 公募に関する一切の費用は、参加者負担となります。

(2) 提出された資料は、返却しませんのでご注意ください。

(3) 補助金交付候補者に選定されたことをもって、補助金の交付決定をするわけではありませんが、「小千谷市都市機能立地促進事業補助金交付要綱」に基づき交付申請を行います。

## 11 問合せ先

小千谷市建設課都市整備室都市整備係（担当：山口、坂詰）

〒947-8501 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号

TEL：0258-83-3514

E-mail:kensetu-tk@city.ojiya.niigata.jp

